

元香美監査第 10 号

令和元年 8 月 21 日

香美市長 法光院 晶一 様

香美市監査委員 岡本 明弘

香美市監査委員 岩崎 昭雄

香美市監査委員 小松 紀夫

平成 30 年度香美市資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、平成 30 年度の資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

平成 30 年度香美市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

平成 30 年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。

2 審査の期間

令和元年 8 月 21 日（水）

3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうか、に主眼をおいて実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、すべての比率は早期健全化基準未満となっている。

記

【単位：千円、％】

各公営企業会計	資金不足額又は資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	245,743	187,532	—	20
工業用水道事業会計	42	0	—	
簡易水道事業特別会計	127	139,414	—	
公共下水道事業特別会計	501	214,898	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	4,851	31,107	—	
農業集落排水事業特別会計	11	2,124	—	

※資金不足が生じている場合は、負の値（△）で、資金剰余額が生じている場合は正の値で表記している。また、資金剰余額が生じている場合は、資金不足比率は「—」と表記している。